

問題であります。これは資本金ばかりの問題でなく、融資能力ということも大きな問題であろうと思ひます。私も蚕糸業の価格の安定というものにつきましても重大な関心を持っておることは、ただいま栗原委員からお話のとおりでございますが、とにかくこれがかうまういかなければもう困る、この段階とすると、大きな切り札としての蚕糸事業団だと思ひます。したがひまして、今後の推移に應じて、必要があれば政府におきましてもたまたまお話のような措置をとるといふことを申し上げて、お答えにさせていただきますと思ひます。

○栗原委員 積極的なことばではありませんが、農民も、国がここまでさらに熱意を示すのだから、とにかく金を持ち出してやろう。本来的に言へば、私たちが、蚕糸価格安定法をもっと幅を縮めて、言うなれば、今度できる蚕糸事業団の中間安定帯を即ち蚕糸価格安定法の安定帯にしたい、これは腹の中では思つておるのです。しかし、いろいろな事情もこれあり、こういう中間安定帯というものをとにかくつくらなければならぬ事情にあるといふことのでつく以上は、どうしてもこれをつくつて成功させなければならぬ。そこにはやはり農民からもこれから金を取り立てる仕事もあるわけですから、それならばおれたちも出すと、こういうはずみをつけるには、必要があればということでもなくて、財政とにらみ合せて、農民の出し切るまでには政府のほうでもひとつよしこまではめんどうを見よう、この程度までぜひひとつ踏み切つていただきたい、こう思つております。

○福田(社)国務大臣 いま栗原委員から急に言われて、私はこうするのだとここで大みえを切れば、はっきりしたお答えになると思つておりますが、何ふんとつきのお話でございますので、栗原委員のおっしゃることにつきましては、とくとそれを腹に置きまして検討したい、かように考えております。

○栗原委員 ただいまの答弁は、私たちの考えて

おることを積極的に推し進めてくれる、こう理解して、質問を終わりたいと思ひます。

○濱地委員長 十時三十分再開することといたしまして、この際、暫時休憩いたします。

午前十時二分休憩

午前十時三十五分開議

○倉成委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

蚕糸価格安定法の一部を改正する法律案及び日本蚕糸事業団法案の両案を一括議題とし、参考人から意見を聴取することにいたします。

本日御出席の参考人を御紹介申し上げます。日本製糸協会会長安田義一君、中央蚕糸協会会長山添利作君、全国養蚕農業協同組合連合会会長横田武君、以上の方々でございます。

参考人各位には、御多用中にもかかわらず委員会に御出席くださいまして、まことにありがとうございます。それぞれ率直な御意見をお聞かせいただきたいと存じます。

なお、はなはだかつてではございますが、時間等の都合もございまして、御意見開陳の時間は、お一人お一人十五分程度にお願いいたしますと存じます。

議事の順序は、まず参考人各位から御意見をお述べいただいた後、委員各位から参考人の御意見に對し質疑をしていただくことにいたします。

それでは安田参考人から御意見をお述べいただきます。

○安田参考人 それでは御指名に従ひまして、私から最初に意見を若干申し上げたいと存じます。

ただいま御審議をいただいておりますこの法案の目的といたしましては、糸価の安定というところ、それから農家の養蚕経営の安定ということに目的がある、かように私は理解をいたしております。

特に私どもが最近わが国の養蚕業の状況を見ておりますと、いろいろと増産の施策をしております

すのにかかわらず、なかなか繭がふえない。むしろ減産の傾向があるわけでございます。これは申すまでもなく、わが国の産業構造の変化、簡単に申しますならば、工業国にだんだん変わつてきておる、かように考えるのでございます。生糸の先進国でありますフランスでありまして、イタリアも、ちよどだだいまの日本と同じような傾向をたどりまして、現在では輸入国になっておりますことは、皆さま御存じのとおりでございます。

もつと具体的に申しますならば、農家の農業者人口の減少、それに伴います農家の労賃の高騰というふうなものが、蚕糸業の発展をばげんでおる、かように私は考えるのでございます。ことに最近では、農家も非常に経営につきましては、進歩というたいへん失礼でございますが、計画的になつておりますので、繭をつくりまして、これが幾らで売れるかということがはつきりしない、できたときの相場で売買されるのだということでは、私は、昨今の進歩した農村ではなかなか養蚕業に力を入れられないのではないか、かように考えております。

この法律を提案をいたいただきます背景といたしましては、製糸業と養蚕業というものが緊密に手を握つたのでございます。

わが国のこの業界の歴史を考えると、製糸と養蚕というものは常に対立をいたしまして、繭の買手と売り手、ただいまでも立場は同じでございますが、製糸のほうはなるべく繭を安く買いたい、農家のほうはなるべく繭を高く売りたい、これが過去の歴史でございます。しかしながら、

ただいま冒頭に申し上げましたようなわが国の養蚕業の状況から考えますと、かような対立をいたしておりましたのでは、繭はふえない。繭がふえなければ、わが国の蚕糸業はだんだん衰退をしていく、かように私も製糸業者も気がついたわけでございます。これは互いに手をとり合つて、何とか繭をふやさなければならぬ、かような意味におきまして、私どもはかねてから製糸養蚕懇談会というものをもちまして、緊密な連絡をとつてお

ります。また、私いささか個人の見解になります。私、農家が繭を掃き立てます前に、ここの繭は幾らくらいで買つてあげますよ、こういうことを約束しなければ、なかなか養蚕をやる人がふえないだろう、かように考えております。

私どもはこれを事前協定、こういう名前を使つておりますが、遺憾ながら、私がずいぶん口をすっぱくして言うのでございますが、まだまだ製糸業者はそこまでは至つておらぬ。と申しますことは、事前に協定をいたしまして、実際に繭が出てくるまでの間にかかりの期間がかりますので、どうしてもそれはリスクが大きい、こういうこと

でございます。しかし、今度ここでお取り上げを願つておきますのは、もう少し繭の出回る近くなつてひとつ繭の価格を保証しよう、これは農林大臣がお定めになります基準糸価、そういうものでひとつ製糸業者もその価格を保証しよう、こういうことに踏み切つたのでございます。これは従来の製糸業から申しますと、清水の舞台から飛びおりました、こういうことだと思ひます。しかしながら、こういうことによつて、まず繭というものの

価格をこの程度まではお買いたしませんという

ことをお約束して、そうして繭を増産しなければならぬ、これが現在の状況でございます。

〔倉成委員長代理退席、委員長着席〕

いろいろすでに關係の御当局からこの内容につきましては御説明があつたことと存じますが、これの骨子といたしましては日本蚕糸事業団、それは大体繭糸価格安定法の定めておられます最低糸価の一割高がこの蚕糸事業団の発動の時期でございます。ただいま御審議をいただいておりますこの

蚕糸事業団といたしましては、それよりもうちよつと上のところでひとつ基準価格というものを設けて、そうしてそれを製糸のほうは農家に約束をしよう、保証をしよう、こういうこと

でございます。私がこの法律を御決いただくことを熱望をいたしておりますのは、かようにいたしまして、どうかわが国の蚕糸業、養蚕業というものを振興いたしてまいりたい、かように考えてお

り

り

ます。過去におきましては生糸はわが国の輸出の大宗ということで、いろいろな国家的保護を受けておったわけですが、時勢の移り変わり、わが国の輸出貿易の品目の中の変化によりまして、その占めておりますシェアはたいへん小さくなっております。しかしながら、なおかつ相当の外貨を獲得いたしてきております。きょうの意旨で、私はこの法律で繭糸を保証することによって増産を進めたい、そういう意味で賛成でございます。

同時に、もう一つの目的でございます繭糸価格の安定の問題でございます。これはたまたま繭糸価格安定法並びに糸価特別会計によりまして、最高、最低の——具体的にたまたまきまっております金額で申しますれば、キロ四千円と五千五百円の間でこれを安定させよう、いわゆる異常な暴騰、暴落をこの法律で安定させよう、しかしながら、常にこれは内外の業者から指摘をされておるのでございますが、その幅が大き過ぎるじゃないか、こういうことでございます。そこで、できまことならばもつとその間で、小幅の中で安定するよう方策がないものであろうか。もちろん、非常に大きな変動というものは、この最後の防波堤であります安定法によってぜひとも守っていただかなければならぬ。しかし、実際に生糸を扱います者、売る者から、これをつくって織物にする者、また織物を売る者、かような段階の者といたしましては、もうちょっと小幅でこれを安定させてもらいたい、そういう希望はもう業界の悲願でございます。そういうような意味におきまして、この法律は、たまたま申し上げました基準糸価というものをいうならば最低にいたしました。五千五百円以下のところで、それがそのとき妥当であるということならばひとつ安定をさせよう、そういうことを目的にしておるように思いますが、これまた言ひまでもなく、私も製糸業者としてぜひとも達成をいたしたい、かように希望をいたしておる次第でございます。

また、繭糸価格安定法というもので私どもはこ

の業界に生きてまいりましたが、ときどきこうしてもらいたいなと思うときがあるのでございませう。それは、輸出のためにもまた国内の需要をまかなうためにも、五千五百円をなければ、いまの繭糸価格安定法によりまして、政府が糸を持っております場合これを売ることができないのでございませう。しかしながら、業界の事情、特に輸出の振興というようなときには、五千五百円以下でもぜひ政府に売ってもらいたい、売ることが適切である、かように判断をされますことがしばしばございませう。そういうときに、やはりこの法律を改正をいたしまして、適時適切に政府の糸が売れるようにしていただけるならばたいへん都合が、かように常日ごろ考えております。今回政府当局におかれましては、私どもの希望をおくみ取りくだされまして、関連法案として繭糸価格安定法の一部改正を御提案願っておるのでございませう。これまた私どもとしてはぜひひとつ達成をしたい、かように考えておる案件でございます。

たいへん簡単に大まかではございませうが、私どもの熱望を申し上げまして、また何か御質問がありましたら、後ほど知る限りのことはお答えいたしたいと存じます。(拍手)

○濱地委員長 次に山添参考人をお願いいたします。

○山添参考人 この法案につきましては、前々臨時国会以来いろいろ問題のあります中に、当委員会におかれまして熱心に審議をいたしておられますことにつきまして、私ども関係を持ちます者としていたしまして、深く感謝をいたしておるのでございます。御承知のごとく、この法案は、全製糸業の関係者があけてすみやかなる実現を鶴首しておるところでございます。何とぞよろしくお願いをいたしたいと思います。

考えますのに、製糸業の歴史を通じて、絶えず価格の安定ということが中心の議題でございます。戦後昭和二十八年でございますが、繭糸価格安定法が制定されまして、これは戦前の制度から比べますと、戦前における安定法のときも

のに比べますと、画期的な進歩をした法律でございませう。これは制定以来四、五年の間は最低価格十九万円というところでうまく働いておったのでございませうけれども、三十二、三年の例の恐慌がございまして、それ以来、どうもこの安定法の運用というところにつきましては、必ずしもうまくいっていない。何かもつと強化をする方法はないかというのが、これは業界の意見でございます。もちろん、政府としては、政府のお立場があることでございませう。しかし、その間、あつものにこりてなますを吹くというような運用上のざらいがなかつたわけではございませぬ。そういうことで、だんだん最近におきましては安定法の運用も改善を見つあるのでございませうけれども、しかしながら、何と申しましても、政府のおやりになります事務柄につきましては、おのずからそこに限界があるわけでありまして、またこれは異常なる暴騰、暴落を阻止するという法律の趣旨から申しますれば、そういうところに限界があることもやむを得ないのでございませう。しかしながら、実際の繭糸価格の安定ということから申しますと、もちろん、これだけでは業界といたしましても不満足でございます。また業者の経営安定、需要の増進、輸出の振興という点から申しますと、やはり価格の安定ということも、さらにさらさらこれを強化する必要があるとかねがね考えておるのでございませう。しかるところ、昨年来養蚕業並びに製糸業の間で、たまたま山添参考人からもお述べになりましたが、幸いにして大局的には意見が一致するけれども、さてこまかい繭の売買ということになりますと、とかく意見といたしまさか、立場が違いますが、養蚕、製糸の間におきましてある一つの共通の、養蚕家のためにもなり、また製糸家も利益するところの方式が編み出されまして、そのことを中心として、この製糸業団体というふうな構想をもちまして一つの制度が考案せられたのでございませう。これを製糸業振興審議会におきまして審議を尽くして、政府に答申したことも御承知のとおりでございますが、そのこと

を骨子といたしまして、ここに政府から御提案になつたのであります。私どもはこの事務を非常に歓迎をいたし、すみやかなる実現を希望いたしておるのでございませう。

この法案が実現いたしますれば、繭糸価格の安定ということにつきましては画期的な強化ができると思ひます。安定法における最高、最低の値幅の中において、時の生糸あるいは繭の需給状況を勘案し、また政府のきめられます一定の基準繭糸価格というものも参酌しつつ、実情に即した相当強い安定価値というものが実現し、よほど効果的に働けるもの、かように考えておるのでございませう。

なお、そういう期待を持っておりますが、これは政府のすべて監督下に置かれておるのでございませう。できました時に際におきまして、政府におかれましては、十分この法案の趣旨に即して弾力的に考えていただきたい、こういう希望も持っております。そういう御理解がございませうれば、これは養蚕並びに製糸業者の方たちが運営審議会というふうな形におきまして協力をいたしまして、適切な実効ある安定の効果を得るのではなからうか、かように考えておるのでございませう。

かくいたしまして、現在御承知のとおりの一審問題であります繭の増産、したがってまた、それを基礎とするところの輸出の回復と申しますか、振興と申しますか、その辺のことにつきまして、相当の効果を得るものと私は考えております。

そういうことでございまして、われわれは、この法案によるところの繭糸価格の安定の強化というところにつきましては、非常な期待を持っておるところでございます。このことが一日もすみやかに実現されることを希望いたしておる次第でございます。

なお、この法案が実施されました場合の実際の動きといたしましては、やはり何と申しまして、これは当面下値の安定ということに効果を発

揮するわけでございます。上値ということになり
ますと、これは現在の需給状況から見ますと、ど
うしても繭の増産に待たなければ安定効果を得が
たいような事情にあると考えます。輸出というこ
とも、また繭の増産に基礎を置かなければなら
ぬ。しかしながら、それができるまで輸出をほ
うっておく、こういうことはまた許されないこと
でありますから、輸出の確保、振興ということに
つきましては、これは政府の御協力を得まして、
われわれ業界におきまして目下鋭意その具体的
な案を練っておるところでございます。これにつ
きまして、おのずから財源の制約その他のことが
ございまして、必ずしも十分なことはできないか
もしれませんが、何らかの有効適切な方策を立
てまして、この法案による繭の繭価安定の制
度とあわせて実施をいたしていきたい、という
つもりでございます。このことを一言申し上げてお
きたいと思ひます。(拍手)

○濱地委員長 次に横田参考人をお願いいたしま
す。
○横田参考人 安田参考人、山添参考人と重複す
る点等もあると思ひますが、私は、全
養連、つまり養蚕農民の意思を代表いたしまし
て、しばらくの間時間をいただきたいと思ひわけ
でございます。なお、前々国会におきまして非常
な熱意を持たれて本案の御審議に当たられまし
て、また本日は早朝からこの法案の成立に御努力
を願っております各先生方に、深く私は敬意を表
する次第でございます。

この養蚕事業団法のそもその始まりといたし
ましては、昭和三十三年の大暴落、なお昭和三十
八年の大暴騰、この二つの暴落、暴騰を契機とい
たしまして、日本の養蚕業が輸出産業から転落し
つつある状況に到達したわけでございます。
したがって、私も養蚕団体といたしましては、
この暴騰、暴落を防いである程度の輸出を確保す
るとともに、養蚕農家が安心して繭の生産ので
きるような方途を講じてもらいたいという熱意に燃
えておったわけでございます。したがって、

数年来、この問題につきましては、中間安定構想
として十分検討をしましてまいってきたわけござい
ます。幸いにいたしまして、先般の養蚕業振興審
議会にこの問題を諮問いたされまして、私もは
数次にわたる内容の検討等を加えまして、政府に
答申を申し上げましたところ、幸い今回事業団法
が上程になったわけでございます。私もは双
手をあげて、この法案を一日も早く通過をして
いただきたいことをお願い申し上げておるわけ
でございます。

なお、養蚕事業の全般的の安定と申しますの
は、つまり、私も農家のせがれでございます。こ
の繭は幾らになるであろう、来年の養蚕業
はどうなるであろう、こういうのが一般農民の心
理でございます。幸いにいたしまして、この法案
が通過し、さらに中間安定構想の中に来年度の繭
の大体の支持価格が想像でき得るようになります
ならば、私も農家は安心して生産ができ得ると
いう信念を持っておるわけでございます。

なお、輸出等の問題につきましても、昭和三十
八年度を契機といたしまして、急激に減退をいた
しておるわけでございますが、この法案の通過を
見ますならば、ある程度日本の生糸の価格が安定
し、また生産も安定いたしますならば、この失地
の回復が可能であると私も信じておるわけ
でございます。どうかひとつ、今回提案いたされ
おります養蚕事業団法案につきましては、私も
一日も早く成立を期して、来年度の繭の生産
安定に役立たしていただきたいということを懇願
申し上げておる次第でございます。

なお、繭糸価格安定法の一部改正の問題につ
きましても、いままでは禁止価格、つまり三十五万
円をこえなければいゆる放出できなかった問題
でございますが、この法案の改正によりまして、
それ以下でも放出でき得るような方途が講じられ
るようになります。したがって、この法案が通過
いたしましたならば、いつでも
政府が手持ちの生糸を輸出なりあるいは国内向け
なり放出できまして、価格の安定ができ得るよう

に私は想像いたしております。したがって、この
両法案につきましては、養蚕団体といたしまして
は、少なくとも年内成立を御期待申し上げておる
次第でございます。
なお、出資の問題につきましては、全養蚕農家
からキロ当たり三円当り抽出をいたしてござい
ます。すでに第一年度分の二億五千万円はそれぞ
れの府県に抽出済みでございます。したがって、こ
の法案の通過と同時に、この二億五千万円は直
ちに事業団に出資でき得るような措置を講じて待
ておる次第でございます。なお二年間に製糸団体
が五億円、このように民間がそれぞれ金を出し合
いまして、この法案の通過を要望しておるわけ
でございますが、先ほど大蔵大臣の御答弁の中にも
承っておりますけれども、将来政府出資と私も
の抽出による二十億円ではどうにもならないよう
な場面が到来した場合につきましては、どうかひ
とつ先生方におかれまして、さらにこれに十億円
くらい出していただけるような方便を講じてお
いていただきたいことを重ねてお願い申し上げる次
第でございます。

私の申し上げることは両参考人からすでに申し
上げておりますので、一日も早くこの法案の通過
を御要望申し上げます。私の意見にかえる次第
でございます。(拍手)

○濱地委員長 これにて参考人の御意見の開陳は
一応終わりました。

○濱地委員長 これより参考人に対する質疑に入
ります。田邊國男君。
○田邊委員 参考人のお話を伺いまして、一、二
の点だけお伺いしたいと思ひます。
まず第一に、安田日本製糸協会会長にお伺いし
たいのでございますが、実はたゞいま、この養蚕
事業団の成立については、製糸協会と養蚕団体と
の間に利害の点で非常な苦慮をなさって、しかも
最終的には、清水の舞台から飛びおるような心
境で大同団結をして、この養蚕事業団の成立を期
するために業界は努力なさったというお話を伺

て、私も非常に敬服するわけでございます。私
は、前通常国会の際にこの養蚕事業団の成立に努
力をしておったわけでございますが、その過程に
おきまして、私も聞いておりますことは、製糸
業界の中にやはりまだ完全なる足並みのそろつて
おらない方たちがおありになるのではないかと
申しますのは、正確には私期日を記憶いたしてお
りませんが、今春中共から製糸のある業者の人が
生糸を輸入した。それがちまたに伝わりまして、
非常に不安動揺を来たした。その際、私ももの伝
え聞くところによりまして、会長のおひざ元の長
野県にそういう不心得の製糸家がおいでになる。
しかも日本は輸出がやや停滞し、過剰ぎみにな
つておる際にもかかわらず、中共生糸を輸入する製
糸家があるということにつきまして、私も非常に
驚いた次第でございます。こういう養蚕事業団
がいよいよ成立せんとするときに、あなたの業界
においてはやはりまだそういう業者がおいでにな
るといふことにつきまして、今後決然たる決意を
もつて不心得の業者を押えることができるのか、
またまだ真にこの養蚕事業団に対する理解を十分
しておらないのじゃないか、こういう点を非常に
危惧しておるわけでございます。その点につきま
して、私も安田会長に伺へば、その間の事情と
今後の対策につきまして、何らかのお考えがある
のではないかと考えまして、ひとつお伺いをした
い、かように考えております。

○安田参考人 お答えいたします。
中国の生糸を製糸業者が輸入したというお話で
ございますが、私はそういう事実を突は聞知いた
しておりません。もしもつと明白に名前をあげて
おっしゃっていただければ、私も何か思い当たるこ
とがあれば申し上げます。中国の生糸が入つてま
いりましたというところは、これはいろいろのとり
方があると思ひます。昨今大体月五百俵くらい
の中国の糸が入つておるようでございます。通常
ではこの生糸年度には六千俵くらいに達するの
ではなからうかと、かように考えております。も
つと、入つてまいります糸は非常に粗悪な糸でござ

るわけでございまして、上値ということになり
ますと、これは現在の需給状況から見ますと、ど
うしても繭の増産に待たなければ安定効果を得が
たいような事情にあると考えます。輸出というこ
とも、また繭の増産に基礎を置かなければなら
ぬ。しかしながら、それができるまで輸出をほ
うっておく、こういうことはまた許されないこと
でありますから、輸出の確保、振興ということに
つきましては、これは政府の御協力を得まして、
われわれ業界におきまして目下鋭意その具体的
な案を練っておるところでございます。これにつ
きまして、おのずから財源の制約その他のことが
ございまして、必ずしも十分なことはできないか
もしれませんが、何らかの有効適切な方策を立
てまして、この法案による繭の繭価安定の制
度とあわせて実施をいたしていきたい、という
つもりでございます。このことを一言申し上げてお
きたいと思ひます。(拍手)

○濱地委員長 次に横田参考人をお願いいたしま
す。
○横田参考人 安田参考人、山添参考人と重複す
る点等もあると思ひますが、私は、全
養連、つまり養蚕農民の意思を代表いたしまし
て、しばらくの間時間をいただきたいと思ひわけ
でございます。なお、前々国会におきまして非常
な熱意を持たれて本案の御審議に当たられまし
て、また本日は早朝からこの法案の成立に御努力
を願っております各先生方に、深く私は敬意を表
する次第でございます。

この養蚕事業団法のそもその始まりといたし
ましては、昭和三十三年の大暴落、なお昭和三十
八年の大暴騰、この二つの暴落、暴騰を契機とい
たしまして、日本の養蚕業が輸出産業から転落し
つつある状況に到達したわけでございます。
したがって、私も養蚕団体といたしましては、
この暴騰、暴落を防いである程度の輸出を確保す
るとともに、養蚕農家が安心して繭の生産ので
きるような方途を講じてもらいたいという熱意に燃
えておったわけでございます。したがって、

数年来、この問題につきましては、中間安定構想
として十分検討をしましてまいってきたわけござい
ます。幸いにいたしまして、先般の養蚕業振興審
議会にこの問題を諮問いたされまして、私もは
数次にわたる内容の検討等を加えまして、政府に
答申を申し上げましたところ、幸い今回事業団法
が上程になったわけでございます。私もは双
手をあげて、この法案を一日も早く通過をして
いただきたいことをお願い申し上げておるわけ
でございます。

さいます、国内におきままする太い織度を要求いたします西陣の帯でありますとか、きわめて質のよくないと申しますか、下級の織物に使われておるようでございます。私が知っておりますのは、神戸の輸入商が中国の生糸をまず最初に輸入したように聞いております。あるいはそれが皆さんのと申しますか、田邊先生の誤解の種になったのではないかと思ひますが、この業者は製糸業と貿易業を兼営をいたしております。そういうことで、その貿易部のほうで中国の糸の引き合いがあったので入れたのだというふうには聞いておりません。ここではひとり生糸だけでなく、中国産の副産糸、きびそでございませうか、さようなものを入れておるようでございませう。また北鮮のきびそを長野県の繭糸業者が入れておるといふことも、私はちょっと聞いております。これは昨今御存じのように、こういうものの基本的な問題はあとで申し上げますが、きびそ等繭の減産によりまして供給不足の形になっておりますので、そういう事例が一、二ありまして、あるいはそれが長野県の業者というふうな誤解を生んだのではなからうかと思ひます。しかし、単純な製糸業者が中国の糸を入れるというふうなことは、私はちょっと考えられないと思ひます。小なことも日本の製糸業者が好んで中国の糸を入れる、こういうふうなことはあり得ないと思ひます、またかりにございまして、これがこの事業団の成立ということに反対だから入れた、私は、そういうふうな考えることは論理の飛躍が少しあるのじゃないか、かように考えるわけでは、

お立場なり、経営の規模なり、イデオロギー等によりまして、違ふのはやむを得ない。これは製糸協会で完全に一致しと言われてもできない相談だ、かように私は思ひます。本題に戻りますが、先ほど来、私がどくどくと申し上げておりますように、いま私どもの業界では、何としても繭を増産しなければならぬ。しかも、できるならばもっと合理化をして、より原価の低い繭を供給することによって中国等の製糸と競争をいたしていきたい、かように考えております。さような意味におきまして、私自身が実は驚くほど、本案の成立に対して業者は熱望をいたしております、したがって、そういう御懸念はないものと私も確信をいたした、かつまた、ここにお約束をいたしてもよい、かように思ひます。まあ多少なりと何か意見を異にするものが絶無だと、さように申すのは言い過ぎかもしれませんが、私どもの統制の及ぶ範囲の業者につきましては、全員一致成立を希望いたしておりますことを、私はここに確信してお答えができません。どうぞ御安心をいただきたいと思ひます。

ら関知しない、こう申しましたも、われわれ第三者が聞きまして、これはやはり内部事情によく精通をしておいて、そして安い生糸を入れるために、そして国内の生糸を下げるために、繭の価格を下げるために入れる一つの措置である、こういうふうに私どもは推測せざるを得ない。そういう点につきまして、それは製糸協会の会員であるか、あるいはそれは国用製糸の会員であるか、その点が私は十分理解に苦しむわけなんです、いまの会長の言をもつてすれば、輸出生糸、いわゆる製糸協会の会員ではないというように私は聞き取りました。しかし、私ども政治に携わるものとしては、やはり国内の生産者の中からも十分考えなければならぬ。それが競争国である中共から大量の生糸を入れる可能性がある、こういうことになりませうと、日本の養蚕業に対して重大な影響を来した、これがひいてはこの養蚕事業団の成立にも非常に影響を来したというところで、実は今日まで苦慮しておいた問題でございます。日本製糸協会に役員でなければ幸いでございます。私ども国会においてそういう点を非常に重視し、非常な関心を持っておるということだけは、ひとつ製糸協会におかれても十分会員の皆さんにお話しをしていただきたい、かように考えます。

さんのお話を伺っておりますと、これは大事なことでございまして、養蚕団体の会長である横田会長はどのような技術指導をなさっておられるのか、その点をお伺いしたいと思います。○安田参考人 ちよと田邊先生誤解があるようですから、私から……。私が申し上げましたのは、中国から入った糸はごく粗悪な糸が入っております、そういうことを申し上げたのでございませう。中国の糸自体がみんな粗悪だ、そういうことを申し上げたのじゃないのでございませう。ただいまもそうでございませうが、たまたま日本に輸入されませうは、欧州にも輸出できないうような糸が入っております、そういうことを申し上げたわけでございます。

それから、いわゆる十人十色と申します。私どもの団体にすら、業者といたしましては百三十余の員数を数えております。日本製糸協会のいわば外にございませう、いわゆる国用製糸業者、あるいは玉糸製糸業者、また同じような器械製糸に似たものでありますが、一応別団体になっております組合製糸、いわゆる日糸連と呼んでおりますもの、さような団体もございませう。こまかいことにつきましては、これはいづれもそれぞれの

だ、私も非常に懸念をしておいた点は絶対に心配ない、確信を持って言明をなさしておられるわけ、私はまことにけっこうだと思ひますが、ただ、私も製糸業界の問題を見ておりましたが、ただいま会長からのお話を伺いますと、われわれの業界には決してさようなものはないのだ、しかし、製糸の中に製糸と貿易商をやっておるものがある、その二枚鑑札によってそれはあくまでも貿易でやっておられることであって、われわれ製糸の関知するところではない、こういうふうに私は理解するわけでございますが、ただ私ども心配をいたしておりますことは、片方で製糸をおやりになっており、片方で貿易商をやっておる。一身団体でございませうから、製糸、養蚕のいわゆる業界の内容といふものをつぶさに検討しておられるはずだと思ひます。この本人が二枚鑑札を持って、あれは貿易関係で輸入したので、製糸とは何

ただいま会長から日本の生糸の質の問題につきましてお話がございましたが、私、全養連の会長の横田さんに伺いたしたのでございませうが、中共の生糸と日本の生糸は非常に質的に大きな変化を来しておる、だから国内の需要の中でも、日本の生糸は非常にいいものができるために、国内で織物として使う場合に、どうして日本の生糸ではその需要に当てはまらないのだ、だから中共の糸を使うのだ、そのために輸入が相当の数が出てくるのだ、こういうお話でございますが、一体、現在養蚕団体はいい糸ばかりおつくりになって、そして実際に国内での使用に向かない、要するに織物関係の人たちの嗜好といふものを十分意識し、認識して繭をおつくりになるということ指導されておらないのか、その点、いま製糸協会の会長

○横田参考人 ただいまの田邊先生の御発言の中に、非常に重要な問題が含まれておると思ひます。ちよと中共生糸の輸入という時期が、この時の春繭の出盛りにそういう情報が実は私どもに入つたわけでございます。長い間かかりまして、蚕糸業界、製糸、養蚕、蚕糸織物関係等がそれぞれ話し合ひをいたしまして、今日の事業団法の答申を実は申し上げてまいりましたことは事実でございます。そういうさなかに、そういう情報が流れたことにつきまして、実は私はひそかに憤慨をいたしたわけでございますが、その内容を調査いたしてみますと、なかなか微妙な問題がありまして、全養連の役員会等におきまして、何か阻止運動はないかというふうないろいろな発言がありまして、ただいま安田会長の言われましたやうな、ごく少数ではあります、粗悪の生糸——私どもその生糸の現物を見まして、日本の蚕糸業の中で、しかも春繭の出回る時期にこういうことをされたことについては、私は名前を調査して公開するという発言をいたしたわけでございますが、調査の結果、それも必要のないような感じがいたしました、将来とも、この問題につきましては、日本製糸協会の会員でなくとも、こういう不心得の者に対しましては、私は、農林省なり

あるいは製糸協会の内部におきましても、この問題につきましても十分注意を払うと同時に、日本の蚕糸業の将来に暗影を投げるような不心得の者の出ないよう、養蚕団体として、こういう問題については自主的に注意をいたしてまいりたい。

なおまた、繭の増産の問題につきましても、事業団法が通過いたしますと、非常に値幅が縮まらして、繭価が安定いたしますので、繭増産はできるわけでございますが、ただいま御質問のような事柄が繰り返されるならば、日本の蚕糸業の将来にとりまして事態が非常にむずかしくなるのではないかと思いますので、私ども養蚕団体といたしましては、この法案の御通過を願うと同時に、この問題につきましても細心の注意を払い、日本の養蚕農家の立場を守ってまいりたいと存じております。

なお、省力養蚕につきましても、ただいまでは若い人たちの労働力が外へ流れまわして、手間が非常に少ないわけでございますが、屋外条桑育なり、粗悪な飼育方法になっておりますけれども、技術の進歩なり、当局の指導よろしきを得まして、養蚕でき得るような態勢が整いつつありますので、将来、韓国なり中共の蚕糸業に対しても、価格の問題は別といたしまして、私どもは技術なり経営改善によって対抗でき得るといふような措置を将来とも講じてまいりたい、かように存じております。

○田邊委員 安田会長に重ねてお願いをいたしますが、ただいま横田会長からも非常に重大な関心をお持ちでありますし、私もきょうこの不心得の業者につきましても、名前をあえて何おうとは思っておりません。しかし、結論は、日本製糸協会の会員の一人になるわけでございますから、この点やはり輸入の時期、数量等については、製糸、養蚕団体が足並みをそろえて、日本の重要な産業であります養蚕業につきましても、十分の配慮をしていただきたいと思います。そうしませんと、せっかくこの蚕糸事業団というものをつくりましても、結果において中共の輸入生糸の問題で混乱を来たすことは、

またこの蚕糸事業団の運営の上に大きな支障を来たすわけでございますから、十分配慮をしていただきたいと思いますをお願い申し上げます。

なお、横田全養連会長に伺いますが、この蚕糸事業団への出資でございますが、先ほど事業団に對する出資の手順をすてとっておられる。その金額につきましては、二億五千万円でございますか……。

○横田参考人 三年間に五億円出す……。

○田邊委員 三年間に五億円の出資が可能であるかどうか。もちろん私どもは達成をしていただきたい、しかもこの五億というものは、さらにふやす必要があるのではないかと申します。またまだこの額では蚕糸事業団の強力な運営は非常にむずかしい。さらにひとつ製糸と養蚕団体の出資を引き続いて御願いしたい。その場合、さらに次年度の三カ年計画というものは、やはり五億の金が出る見通しがおありになるか、その点を伺っておきたいと思っております。

○横田参考人 ただいま出資金の問題につきましても、五億円を二億五千万円、二カ年と申し上げたわけでございますが、実は全養連の案といたしましては、二十億円で少な過ぎる、少なくとも政府から二十億円出していただき、われわれ養蚕団体も十億円出そう、こういうのが団体の原案でありましたが、蚕糸業振興審議会におきまして、養蚕団体が五億円、製糸が五億円ということに話し合いがまとまったわけでございます。すでに各府

県の養蚕農家は、実は十億円まで出さなければ、いままのような資本金では思うようにならないではないかというふうな意見が、養蚕団体のおもなる府県においてあるわけでございます。ただ私どもは、少なくとも来年の春繭からこの事業団が発足して、養蚕農家のためになつていただくには、十分ではあっても一日も早く成立をしていただい、その後においてさらに五億円増資をしたらどうか、かような意見等もありません。養蚕農家も将来にわたって五億円出すという——実は現在でも出し

得る可能性があるわけでございますが、お互いに友好団体、つまり日本製糸協会等もありますので、それぞれ相談をいたしながら、将来さらに両団体が五億円ずつ出し合うような気がまあでもって、実はこの法案の御進行方を願っておる次第でございます。ただ、キロ当たり三円と申しますと、十円八十銭になりますか、十円以上になるわけでございます。そういう五十七万の養蚕農家が、十二万トンの繭を生産する中から、みずからそれぞれがキロ当たり三円を出し合せてやろうというこの気概だけを先先生方におくみ取り願います、さらに不足の場合には出そう、こういう決意でございますが、ただ私どもは、昭和三十三年に

たまたま大蔵大臣の福田先生が当時農林大臣で言明されましたが、田邊先生の御質問の議事録も全養連は実は持つておるわけでございます。したがって、あの十億円で私どもは不満でございますが、さらに事態の内容によりましては政府もこれにさらに十億円を出していただき、われわれ業界も十億円出し合ひまして、円満な運営、つまり、日本蚕糸業が完全にこの事業団に寄りかかって繭の増産ができるようにいたしたい、かような内容を含んでおるわけでございます。

○濱地委員長 栗原俊夫君。

○栗原委員 参考人の各位に二、三お尋ねをしたと思いますが、まず最初の点は、養蚕を安定して経営するにも、また製糸を安定して経営するにも、とりわけ生糸の輸出を増大するためにも、繭糸価格の安定が必要である。これを守ってきたわが国の制度は繭糸価格安定法にあっては、今日では九万円に広がって、これは安定するといふ上限、下限としては、まことに幅が広過ぎてたよりない。本来ならば、この上限、下限というものがもっと値幅を縮めて、直接国がやってくれば一番いいのだからと思うけれども、なかなかそういう気配も見えないところから、養蚕団体、製糸団体その他から、それではおれたちも協力するから、中間安定帯をつくらうというの、この蚕

糸事業団法の出発点であり、構想であらうと思っております。

そこでお聞きするのは、かりに繭糸価格安定法の上限、下限を縮める、かつてのような四万円幅に縮める、そういう事態になつても、なおかつ、その中で繭糸価格安定法の中にさらに中間安定帯を必要とするか、また必要として、もっと安定度を高めてやっという考え方があるのかどうか。これは、実は私はいろいろとそうあれはいいなと思いつながら、疑問を持つていて一つなんです。今回九万円の中に大体四万円見当の中間安定帯をつくるわけですが、繭糸価格安定法が四万円に上限、下限を縮めてきたときに、それでは上下

一万円ずつ切つて二万円の中間安定帯をつくつてさらに安定度を増していこう、こういう考え方が持ち得るのかどうか、このところをひとつ聞かしていただきたい、こう思うわけですが。

○安田参考人 ごもっともでございます。私どもも価値の狭い安定帯の中で繭糸価格安定——ただいまの国の制度であります。価値の小さいところで働いていただければ、これはたいへんけっこうなものです。そうして私どもの絶えざる希望として、常に心の中にそういうことはあるわけなのです。しかしながら、私は、これは要するに、蚕糸業の日本経済に占める地位の転落ということがそういうことをはばんでいるのじゃないか。一口に言えば、大蔵省がやかましい、こういう一言でこの問題はえて片づけられがちであります。しかしながら、大蔵省の喜んでやるような蚕糸業でなくなつたというところに問題があるのじゃないか、ちょっとよけいなことでございますが、私はそういう感じがいたしております。したがって、四万円をさらに縮めたほうがいいかどうかというところにつきましては、ビジョンとしては、私は縮めたほうがいい。だから言うならば、これはできない相談だといって笑われるのですが、マル公にしたらどうか。少なくとも本年度の繭は春繭が幾ら、初秋が幾ら、晩秋が幾らということが大

産費というものを加えて、本年の春産生糸は幾らでお売りいたします、初秋は幾らでございます、晩秋は幾らでございますという、そういう取引が達成できましたら、私は、国の内外における生糸の需要というものはまだまだ伸びる、かように確信をいたしております。

先般ニューヨークにおきまするISAの大会で、また東京におきまする理事会におきまして、価格操作よろしきを得るならば年率一割の需要の増進が見込まれるということ、海外でも申し、決議もされておるわけですが、かりに一割と申しますと、十年でたゞいまの数量の倍、六十万俵でございます。私も心ひそかに潜在需要というものを考えますと、現時点でも五十万俵というものを目標にして前進していけば、決して糸が余るといふような事態は起こらないように考えております。それほど世界における絹の要望というものは大きいのでございます。そういう意味におきまして、いまの問題に返りますが、これはぜひひやっていたらいい。そうしてこの業は、長年相場というものに因連をして生きてきておりますので、外国の方々も繭糸の安定を言いますが、マル公というところとあまりいい顔をしていないので、というのには、その人たちが多少の動きといたうものを感じたいという感じがなきにしもあらず。そういう感じから申しますと、私は、四万円ぐらいのところがいまの人間の頭の程度ではちよつどのいじやないか、かように考えるわけでございます。

○栗原委員 私の聞きたかったことは、これは少しうがった見方かもしれませんが、日本の製糸業がかつて、加工業ではあるけれども、なかなか大きなスペキュレーターであつて、加工実業というよりも、相場師的な性格が多分にあつた。しかし、世の中の推移とともに、そういうことが許されなくなつてきて、加工実業に徹してきた体質改善が行なわれておる。そういうことになれば、いま安田会長が、団体の意思でなくて、個人の考えという形で言つておられるけれども、大体安田会

長の個人の考え方は、なべて業界の人たちがそういう気持ちになつてきたから、会長もそういう個人的な気持ちが出るのだらうと思つたので、そういう意味からいふと、やはりなるべく狭くやつていく、しかし一方には、たとえ幾らでも投機的な気持ちも人間の心持ちの中にあるから、ある程度の価値は必要だ、こういう話のようであります。

ただいまお話があつたとおり、生糸の潜在需要というものは、私はあると思つたのです。中共の生糸があつた形では一本値段で四年も五年も据え置かれるという話だそうですが、そういうことで、しかも値ごろが安いというけれども、私は、日本の生糸も、ある程度の値ごろでもこれで確実に安定しているのだといへば、それを基準にして加工業者が必要を伸ばしていく、こういう事態が出てくるのだと思つたのです。

そういう観点に立つていま一つお聞きしておきたいことは、そういう事態の中で、これは製糸協会の立場に立ち、一体、今日の清算取引市場をどう考えるか、この問題なんです。これはいままで少ししつこく私も言つてきたわけですが、乾繭市場、それからまた生糸の清算市場、この無政府的なあり方と、一方、ひたすらに安定を求めて繭糸価格安定法があり、その中にさらに事業団をつつて安定をしようとしておる。これとどういう位置づけをしたらいいか。私は、新しくできる事業団が強力な資本を持って、そして市場にもオペレーションできる、こういう姿になれば、またそれも一つの行き方である、これも考えますし、そこまでは事業団には許さないのだ、こういうことになれば、他の方法で、野放しの無政府状態の清算市場というものは強力な規制を与えなげやならぬ。さもないと、せつかく新たに事業団をつつても、そこからきわめて不信感が出てくる事態を招来する、このように思つておるわけですが、かつて製糸業者が相場に大きなウエートを考へてやつてきた当時とは違つて、こうして養蚕家も製糸家もあつて安定を求める体質になつてきた今日、どうしてもあの清算市場というものがなくてはなら

ぬもののかどうか、この問題です。もちろん、やめるということになれば、その影響は大きいですけれども、しかし、養蚕家の安定そのことが発展のたゞ一つの道だといふことが確認されて、それをばむ一切のものは、犠牲はありましようが、経済的な何らかの救済をして、これを阻むものは取り除いていくという基本的な方策が立てられなげやならぬ、こう思つておるわけですが、この時点で清算市場というものにどういふ考えを持っておるか、なかなかそれはたいへんなことですが、これも、個人の考え方であつて、率直にひたと述べていただきたい。

○安田参考人 どうもたいへん言にくいことを言わされるわけですが、率直に申しまして、私は、あれはつづせるものならつづせたいほうがいい、こう思つております。これはもう偽りのないことなんです。ただ、実際はつづせないだらうという感じがしてゐる。これはわが國のいまのいろいろな自由の原則からしまして、私は、取りつづすことはなかなかむずかしい、かように考へておるので、でき得るならばということばをこの上に乗せざるを得ない、かように考へております。

製糸業者の立場として清算市場をどう見るかというところですが、やはり過去におきましては、先生の御指摘のように、製糸業というのは投機利潤をねらつてゐた。しかし、これは、その製糸家が生まれながらにして相場好きだ、こういうことでもないのです。相場を張らざるを得なかつた、こういうふうには私が見ております。と申しますのは、繭の買入れ価格等におきましては、これは私は、製糸業といふのは、いささか狂つた産業だ、自分でやつていて、そういうことを言うとおかしいですが、そういう感じがしてゐる。大体、商法というものは、安いときに買って、高いときに売るといふのが、私は商売の原則だと思つた。ところが、製糸業といふのは、春繭なら春繭が出てくるときには、安くても高くても、これが一年間にどういふふうにか売れるかと

いうことの見通しがつかなくても、ばつと買わなぐちやならぬ。たまたま高い繭を買つて、一年じゆう安く売らうとする事態もありません。その反対もあります。これはファイティ、ファイティにあるのですが、とにかく計画的な経営ができません。各産期にはどうしてもそのときの相場を繭を買わなげやならぬ。そこで、清算市場といふものでむしろ動くことを期待して買つて、そこにいわゆるヘッジをして、そしてときにぼろもうけもいふことで清算市場といふものがどうして不可欠であつたわけですね。それで、かつて麻州の取引所が相当の不振におちりましたときに、国用生糸を上場したい、こういうことを企画されまして、われわれ製糸業にも賛成しろということをして、われわれ製糸業にも賛成しろということをしてきたのですが、当時私どもの判断といたしましては、普通生糸の上場にさらに国用の上場をすれば、いろいろ相場の波乱が一そう大きくなり、また海外で国用の糸が安い相場が立つと、普通糸に對しても、向こうはこんなに安いじゃないかといつて、頭をたたかされる、どう考へてみても国用糸の上場をやめてもらいたい、そういうわけで、商品取引所の審議委員という、いろいろ学者の方、学識経験者で組織しております委員会がございまして、私はそこにもお百度を踏んでこの問題を頼み回つた。そのときに、いまだしか青山学院の先生をしておりますかと思つた、真経先生という商法の大家の方が、私に、安田さん言うわけでも、あなた方取引所がなくなつて、ヘッジの場がなくなつてもいいのですか、こういう質問をされますと、けつこうですと言いかねる時の状況でございます。さような意味におきまして、ただいまの時点では、取引所がなくなつたと、ヘッジの場がない、こういうことは製糸業の立場としては一応言えるのです。しかし、それじゃヘッジの場が全然ないかという御質問をもしただければ、それはふうがらうだ、かように考へておるわけでございます。

それから、輸出振興の問題がいまだ御質問がございまして、

ございませんが、ちょっとこれに関連があると思うのですが、輸出振興につきましても、二つの方法がある。一つは、先ほどのように、マル公でもないのですけれども、いわゆる一定価格にして、ある一年間なら一年間は一定価格で売りますという事を海外に言って、そして買ってもらおう。そうしますと、買手はそれに基づいて織物をつくって、最終まで安心した商売ができる。いまの状況は、織物を企画して、さて売ろうとするときに、市価が下がるともうだめだ。上がれば上がったで、原料の手当てができない。こういうようなことで、海外の需要を相当減らしております。そういう意味におきまして、一定価格で海外に一定量を供給するという約束ができないものだろうか、こういうことが一つ。もう一つは、非常に高くなったときに、たとえいま五千五百五、六十円しておる、そのときに、五千円でお売りにしますとか、五千二百円、それ以上はお売りにしませんというような約束をして、輸出最高価格ともいって、価格を設定いたしまして、それで海外に買ってもらおう、海外のほうはそれに基づいていろいろ事業計画をしていただく、そういうことを実は私が考えて、一部の輸出商にいろいろ聞きますと、いやそういうことができればけっこうなんだ、そうすればわれわれは何も清算取引を必要はないんだとある業者は言った。ですから私は、これができれば、取引所の外堀だけは埋められる。まあほんとうのばくち打ちはしょうがないですよ。しかし、商社等が取引所にヘッジをして、そして実際に輸出の現況というものは、これは従来からそうでございますが、五千五百円のとときは向こうでは三百円、五千六百円なら四百円と、必ず下値を言ってくる。私は生糸輸出組合長に、どうして下値でなければ売れないのですかと言って、ちょっと食ってかかったことがある。ところが、これは明確な回答はいただけませんけれども、まあそういうのが過去の習慣であるとか、しきたりであるとか、そういう値段を出さなければ実際に買ってくれないんだ、そういう、言うなれば、ちょっとすて

ばちのような御返事をいただいたわけでございますが、そういう実情でございますから、日本の輸出商はどうしても商売したいというときは、いまここで売っておいて、相場場のほうでひとつ取り返してやろう、埋め合わせてやろうというので、清算取引に向かうわけですね。そこで、輸出問題というものが、ただいま申し上げましたような形において解決をいたしますならば、少なくとも取引所の外堀だけは埋まる、かように考えております。あとはお役所の監督ということ、あちらのほうで……。

いま輸出と生糸の清算取引の関係で、安田さんからいろいろお話を承ったのですが、乾繭取引に關しても、養蚕農民の中で、ぼちぼち頭のいい筋が考え出されておるのです。御承知のとおり、末端の農協が専属契約をやつて、そしてそれぞれ県の養蚕掛け目協定をやつて、これがいま軌道に乗つておる取引形態なんです。どうもそういうことをやっておるときに、乾繭相場はぶつけないか、こういう相談を私は受けるわけなんです。あそこであれわれがとれる繭を売らないうい、乾繭は渡せばいい、こういう議論をふっかけられると、それはいけないんだと、いま安田さんの言うとおりの切れないですね。頭の回転の少しいところの農協長あたりはそんなことをぼちぼち考え出してきておるわけなんです。従来の経験からいって、繭の出盛り期というものは、少しくそれが人工的であるなどという疑いまで持たれるような低迷をして、掛け目協定のときの相場というものが低迷する。存外そんなときに乾繭のほうには平気で、いわゆる投機者流の連中によつてあふられる場面がある。あそこへ売りつないでいけばいいじゃないか、こういうことになってくると、最

○栗原委員 だいが取引所の問題についてお話を伺ったのですが、次に、全養蚕の会長さんにお伺いしたいのです。

いま輸出と生糸の清算取引の関係で、安田さんからいろいろお話を承ったのですが、乾繭取引に關しても、養蚕農民の中で、ぼちぼち頭のいい筋が考え出されておるのです。御承知のとおり、末端の農協が専属契約をやつて、そしてそれぞれ県の養蚕掛け目協定をやつて、これがいま軌道に乗つておる取引形態なんです。どうもそういうことをやっておるときに、乾繭相場はぶつけないか、こういう相談を私は受けるわけなんです。あそこであれわれがとれる繭を売らないうい、乾繭は渡せばいい、こういう議論をふっかけられると、それはいけないんだと、いま安田さんの言うとおりの切れないですね。頭の回転の少しいところの農協長あたりはそんなことをぼちぼち考え出してきておるわけなんです。従来の経験からいって、繭の出盛り期というものは、少しくそれが人工的であるなどという疑いまで持たれるような低迷をして、掛け目協定のときの相場というものが低迷する。存外そんなときに乾繭のほうには平気で、いわゆる投機者流の連中によつてあふられる場面がある。あそこへ売りつないでいけばいいじゃないか、こういうことになってくると、最

未端から地道に確実に積み上げられるところが、やはりそういうものの跳梁によつてくずされる危険性がある、このように実は思つておる。専属契約を結んでおいて違反ではないかと言われればそれまですけれども、やはり具体的にはかなりいろいろ振り売りとかそういうものでくずれておりますけれども、乾繭市場あたりであれば回れるというところ、そういう取りまともな知識的な行動が起つてこないとも限らない。そういう点について考えますと、清算市場もそう、乾繭市場もそう、どうしていいのかわからないのか、こうしていいのだ、こうしなければならぬのだという考え方を取りまともな意見の発表を主張してもらわなければ、農林省当局のほうでもやはりいろいろ問題があるかと思つたので、ひとつ御所見があったらお願いいたします。

【委員長退席、田口(長)委員長代理着席】

○横田参考人 栗原先生の地盤にも乾繭所があり、私の出身地の山梨県にも乾繭所があるわけでございます。それで、団体協約書を取りかかすと同時に、その一部を自主乾繭と称して、千貫あるものならその半分を自主乾繭にしておく、そして時期がくると適当な買人に繭を売る、そうすると、なま繭処理よりも有利な処理ができることもある。そうすると、あとの半分の団体協約による五百貫のものに対して同じ値にしろ、一たん価格をきめましても、またそれにならわされる、これは御指摘のとおりでございます。そこで、私ども農業団体を預かる者として、養蚕農家に、おまゝ繭を高く売ってはいけません。かような発言はできないわけでございます。したがって、先ほど非常に頭のいいというお話がありましたが、そういう組合がぼつぼつ生まれてきておるわけでございます。それで、関東地区における繭取引というものは、日本の繭の価格をきめるわけでございます。したがって、昭和四十年年度の団体協約につきましても、養蚕局の中に入つていただきたいと思います、それぞれの業界等におきましてもある程度の

自粛をする、しかも農業団体としての使命達成のための繭取引が行なわれるような、いわゆる相場師にならないような、農民的な立場に立つて繭処理をいたしたい。そうしてまた、養蚕事業団法が実施に移されるならば、大体において適正価格というものが生まれてくる。その適正価格によって繭取引が行なわれるならば、そういう投機的な心理もある程度静まるではないかと私は思つておるわけですが、ただ、われわれ養蚕農家は年にただ三回繭を売らなければならない。春と夏と秋と……。ところが、製糸屋さんは、その三回買ったものを三百六十五日糸を引いて、価格が毎日変わつても、変動しながらも商売を続けていく。原料販売が年に三回というところに、養蚕農家には非常に問題があるわけでございます。したがって、乾繭取引というふうなものもどこどこに生まれてくる。

この問題につきましては、私個人といたしましても、ほんとうにまともな考えはないわけでございますが、この事業団法の発足によりまして、ある程度繭、生糸の価格が養蚕農家に納得できる、そこそこのものが協定できますならば、そういう養蚕農家は投機的なことはある程度やめるのではないかと、かように信じているわけでございます。したがって、その問題につきましては、現在私ども養蚕団体の内部においてまともな考えはないわけでございますが、この事業団法の発足によつて、自然にここの春繭はどのくらいするだろう、ここの夏秋繭はどのくらいするだろうという想像的な価格が生まれますならば、そういう操作は自然になくなる、かように思っているわけでございます。したがって、繭増産が行なわれれば行なわれるほど、そういう投機的な状態はなくなるだろう、かように存じております。

○栗原委員 ありがとうございました。質問を終わります。

○田口(長)委員長代理 高田富之君。
○高田委員 一問だけお尋ねをしたいと思つたのですが、輸出の振興、さらに今後の業界の発展、い

いろいろな問題がありますが、究極的には、いまおっしゃられたように、今後の原料繭の増産に尽きるのではないかと思います。このままでまいりますと、やはりじり貧的に少なくなっていく傾向のほうがある。あらゆる条件がその方向に向いておられますので、いま安田さんでしたか、おっしゃいましたように、五十万俵くらいはこなせるというお話でございますが、何としまして、いまの状態では原料繭に頭打ちがきておるといことが最大の隘路だと私は思います。そこで、いまの相場がこれを証明しておるのじゃないかと思いが、輸出がほとんどなくとも、内需だけで五千五百円を突破している。これは実勢で、内需の非常に強い需要のところからきている当然の結果だと思いが、こういうことでまいりますと、これはもう何としまして、思い切った増産体制というものに切りかえなければならぬ。幸いにして、いまは蚕糸局、政府のほうでも、この業界に対する考え方を従前はかなり変えて、相当積極性を持った施策も打ち出そうとするかまえてはなっております。しかし、政府全体として、先ほど大蔵省のお話がちよっと出ましたが、遺憾ながらまだまだそういうところについていないと思いが、

です。すから、やはりここらで、私、特にお三人の方にはっきり御言明を願いたいと思いが、先ほどの御説明のとおり、自主的に結合して、そうして全体として盛り上げていこうという機運が突を結びつつある第一歩でございますので、この機会に、蚕糸業の中期あるいは長期の見通しといいますが、五年後にはこうするんだ、十年後にはこうありたいんだ、そのためにはかくかくしかじかのことはどうしてもやらなければならぬ、業界としてやる範囲はこれまで精一ぱいにやる、足りないところは、こういうことはひとつ政府がやれ、こんなようなことで、やはりこれは業界から強く空気を、これを機会に出していただくということがどうして必要じゃないかと思いが、先般来

も、この法案につきましても政府といろいろお話し合い、この委員会でもあったわけですが、そういう点ではまだまだ、第一歩は踏み出したとはいふものの、なかなか本腰を入れていないのじゃないかという心配もあるわけなんです。そこで、現在の相場のあれが証明しておりますとおり、またあなたのおっしゃいます五十万俵消化可能というふうなことは、これはおそろく全くそのとおりだと思いが、そういう点からいまして、増産体制というものの切りかえが最大の急務であると思いが、そういうことで、ひとつ、簡潔でけつこうでございますから、そういう立場から、業界として、当面こういうふうなことでやる計画を持っておる、あるいはこういうふうなことをやっておる、さらに政府に対してはこれこれしかじかのことをやしてほしいということ、率直なところを、ぜひ製糸業界から、あるいはまた養蚕代表の方、山添さんのほうからも、一言ずつお述べをいただきたい、こう思うわけでございます。

○横田参考人 ただいまの高田先生のお話のとおりでございます。いまの日本の蚕糸業は、私も口をすっぱくして申しておりますが、老大国のような感じがする、長い歴史を持ちながら覇気がない、なぜ覇気がないだろうかということ、私はつくづく感じておるわけでございます。御指摘のとおりでございます。したがって、この法案を軸といたしまして、もちろんこれで満点とはいえないわけでございますが、私もこれを軸といたしまして、日本蚕糸業の再建をはかる、こういうつもりでございます。それにはまず繭増産にある。繭増産という事柄につきましては、まだ農林省でも正式にはそういうことは使われないように私は聞いております。しかし、今回この法案の通過と同時に、大いにひとつ農林省でも繭増産というこばを使っていたら、私どもは画期的な蚕糸業の振興策を考えてまいりたい。それには、私もこれからのいろいろと御注文申し上げるわけでございますが、先生方の御支援のほどをお願い申し上げます。

○山添参考人 すべての問題が繭の増産にかかっておるといふことは、全く同感でございます。ところが、近年の農村事情によりまして、繭だけでございませぬけれども、農業生産全般が非常に困難になっておるとは御承知のとおりでございます。特に繭につきましては、事情がすでに需要に追いつかない事情であるにかかわらず、世間一般にいたしましては、あまりに、いわゆる斜陽産業というふうなことがございまして、やはり農業生産というものは、現実の生産条件とともに、世間にあるムードというものの影響が非常に作用をするというところがございます。したがって、こういう蚕糸業が全く変わってまいります機会をとらえて、私ももちろんでございますが、政府におかれまして、新しくやはり長期的な見通しに立って計画を改定する、従来五カ年計画というものがございまして、新しい事情に即した計画をまた立ててもらって、それによって、一面事業団によって最低価格といいますが、ほほ生産が安心してできる価格を示しつつ、一方従来やっております技術指導あるいは共同飼育とか、そういうような施策を進めていっていただきたい、かように考えておるわけでございます。特に増産ということに重点を置いてものごとを考えなければならぬという先生の御意見につきまして、は、全く同感でございます。

○安田参考人 ただいま両参考人から申し上げましたこととお話は尽きるかと思いが、この増産を進めてまいりますのに一つのネックがある。これは言うまでもなく農産物でございますので、天候、虫害その他非常に災害にかかりやすい素因を持つております。本年の繭不足もその災害によるところがかなり多かつた、かように思っています。計画の策定には災害というものを加味していかなければならぬ。非常に豊作になって計画以上の増産ができたというときには、直ちにその価格に波及するおそれがございます。そういう意味におきまして、この事業団というものは、私どもが期待をいたしておりますのは、そういう事

態に、とにかく第一の防波堤でこれを防いでいくのだ、こういうことが一つであります。それから、先ほど来しばしばお話が出ておりますように、今年度の繭は幾らぐらいい売れるのだというその目標を農家に示すということがこの事業団においてできる、こういう意味で、私はかなり増産に対して前進をせざるであらう、かように考えておるわけでございます。

いま先生からお話もございました計画につきましては、関係団体とよく相談いたしました。需要その他を勘案し、若干の天災というふうなことも加味いたしました。お役所の協力を得まして、一つの計画を立てたい、かように考えております。

○高田委員 たいへんありがとうございます。そこで、ぜひひとつこれからそういうふうな積極的な姿勢で、この法案が業界でまとまりましたのがまた国会でもこれが通過するわけですが、これを機会といたしまして、相当積極的な姿勢で、ある程度長期的な業界の方向というもの、各団体で共同で策定されまして、われわれにも大いにしりをたたいたいだきまして、ぜひ今後の発展を期していけるというふうな思いをいたしますので、ひとつ御検討をお願いいたします。ありがとうございます。

私の質問を終わります。

○田口(長)委員長代理 林百郎君。

○林委員 時間の関係もありますので、まとめお聞きしたいと思いが、横田さんからちよっとお聞きしたいのです。

先ほど、この法案について養蚕団体として非常に熱意を持たれておるといふ、そのことは私よくわかりますけれども、ただ、この法案を今後さらに改善していくという方向でわれわれも考えていきたいと思いが、従来も蚕繭事業団がございまして、その中で、この繭の値の下がったときの処置も、この法案に盛り込まれるように、保管、売り渡し、加工の委託をすることができるといふような規定がありましたけれども、そういうものは一度も実は発動しておらないわけですが、発動し

ておられない。今度もまたそれがそのまま本案の中に盛り込まれているわけです。ただ、このたびの法案の中で、養蚕家にとって若干前進したと思われるものは、基準繭価で買入れを製糸業者に勧告する、それからその基準繭価で買入れをしなかつた製糸業者に対しては、あるいはそういうおそれがあると認められる製糸業者に対しては、買入れの要求があつた場合にこれを買入れない、そういう規定があるわけです。そういう間接的な保護規定なんです。それで十分とお考えになつては思わないので、それだけでも、どのようなお考えなんでしょうか。それで十分とお考えになるのでしょうか。さらにはあるいはこういう方向に前進してもらいたい——私の考えを申し上げますと、むしろ、生糸のほうは事業団が責任を持つて値が下がったときには買入れるといふなら、なぜ繭のほうも一定の値段が下がった場合には政府がこれを買入れ取らないのか。そうして買取つて、事業団が製糸業者との間に幾らで売り渡すかという交渉をすればいい。そこまできななければ、製糸業者のほんとうの基盤である養蚕業者の保護に欠けるのじゃないかということをお考えを申し上げても、その辺についてどういふふうにお考えになつておられるか、ひとつお聞きしたいと思います。

○横田参考人 ただいまの御質問の点につきまして、私ども実は苦慮いたしたわけでありまして、いわゆる養蚕事業団が昭和三十四年に発足いたしました当時は、養蚕団体だけが賛成をいたしました。他の団体はおそらく全部が反対に回つたわけでございます。われわれは養蚕農家の繭価の安定をはかるために必要なことだということで賛成を申し上げて、実はつくつていただきました。ところが、最低糸価が現在における最低二十四万円、最高三十三万円ということになりますと、その値幅が先ほど栗原先生言いましたように九万円も開きがありますと、その発動が非常にむずかしいわけでございます。したがつて、この養蚕事業団は創立以来実は眠つておつた。その前に三十三年には、

日本全体の繭の割をたな上げするのだということとで、実際に私どもも乾繭共同化をして繭価を維持した経験を持つております。しかし、事業団発足以来はそういうものは一度もなかつたわけでありまして、今回この事業団法が生まれて養蚕農家に役に立たないというふうな印象を与えてはならないということと、私どももいろいろ内部的にも検討し、振興審議会でもこの問題に集中していただいたわけでございます。したがつて、繭は買上げにはならないわけでございますが、私どもも概算計算いたしますと、市場から生糸を五万俵たな上げできるといふことになりまして、必然的に繭価の維持がはかれるわけでございます。なお、繭糸価格安定法の一部も残されておりますし、この両法の運営によりまして、私どもは大体養蚕農民の考えておる繭価の安定がはかれるように思うわけでございますが、先生の言われるように、この法案が生まれればこれによろしいかという点につきまして、私は絶対よろしくないということをお申し上げたわけです。この法案だけにたよつて養蚕農家が繭の増産をするというところはなかなか困難です。したがつて、まず第一に法案をつくつていただきまして、いよいよ実行に移していただき、その実行段階において、不備の点は、まず養蚕農民にできるだけ寄与できるような方向へ改善をしてまいりたい。農産物の価格安定という問題は非常にむずかしいわけでございます。関連する産業があります。したがつて、日本製糸協会あるいはまた養蚕協会、織物業界というふうな人たちとも歩調を合わせながら、この法案の通過をまずねらひまして、その後において、不備の点につきまして、それはそれぞれ検討を加え、改めてまいりたいと思つておられます。必ずしもこの法案だけで養蚕農家が満足するといふ形ではないけれども、まず一つの土台をつくらなければ現状では繭増産はとりあえずできない、こういうことで私どもはお願いを申し上げておるわけでございます。したがつて、出資金の問題につきましても、五億円というところでございますが、将来は十億円に直し、

さらに必要あらばといった福田大蔵大臣のお答えもありました。私どもはさらに十億円政府からも出していただくようお願いを申し上げたいという構想でございます。

○林委員 時間の関係で簡潔に質問をしていきますから、あと二問ほどさせていただきますと思ひます。

実は昨日私は蚕糸局のほうにも質問したので、大体将来販売の委託をする場合、どのくらいまでの責任を持つて販売の委託を受け付けるつもりかというように聞いておりました。それと、約百万貫程度というように聞いたわけですが、これはもし正確を欠いたら私の責任でございます。私はそう受け取つたわけですが、それは全産繭量の約三割程度、それから買入れの限度は約三万俵、さつき五万俵というようにおっしゃいました。三万俵というふうなことを聞きました。それと、その程度で万——これは下がつた場合のことのほうは問題になります。いいときはたいして問題にはなりません。そういうとき、やはり繭価の——これは糸価も同じことになりますけれども、私どもは繭価のほうを聞いておるわけですが、その程度の本法案の発動で日本全国の繭価の安定がはかれるかどうかという点です。

それから、標準繭価がきまることになつておるわけですが、この標準繭価のきめ方自体、最低糸価から逆算したものからさらにそれへ一・二・五です。一・五を要望したけれども、一・二・五にとまつておるようですが、そういう関係もありまして、そうすると、標準繭価がむしろい場合はそれがかえつて繭価を上げないような作用として、今度はそのてこに使われるきらいがあるのではないかと、このてこが心配になるわけでございます。

その二つの点とあわせて、あなたへの質問はこれで終わりますので、将来この法案をさらにどういふ方面に積極的に充実させるべきかという点があつたら、ひとつ聞かせていただきたいと思います。

○横田参考人 実は私どもの生糸買上げの要望につきましては、最初は七万俵ぐらゐ必要だということをお申し上げておつたわけでございます。ところが、二十億円の出資金になりますと、とりあえず三万俵でございますが、通算いたしますと五万俵のたな上げができるような措置が講ぜられておるようには私は見受けております。それで、繭につきましては、現在の生産量から見合いますと、前回の養蚕事業団のときには、約三百万貫たな上げをするのだということで全国の養蚕農家に呼びかけましたが、結論的には約五十万貫の乾繭共同化になつたわけでございます。したがつて、繭はなまでございまして、それぞれの思惑がありまして、三百万貫たな上げするというのが五十万貫になつた、こういうふうな事例から私どもは勘案いたしました。とりあえず百万貫程度をめぐらしたしまして、一応とにかく二十億三千万円の出資金だといふならば、それでやつてもらおうということとでございまして、将来の問題につきましては、繭増産が行なわれる場合につきましては、少なくとも当初の目的の七万俵、繭は割の三百万貫程度よりはたな上げできる措置を将来は講じてもらいたい、かように考へておる次第でございます。

○林委員 わかりました。

それではもう一問だけ、今度は安田さんにお尋ねしたいわけですが、安田さんは、私の知つてるところですと、大きな製糸の責任者ですが、しかし、製糸協会というのはいくさんの製糸業者がございまして、そういう立場からお尋ねしたいのですが、本法案の目的は、養蚕業者の経営の安定と、もう一つは生糸の輸出の増進ということがあつておるわけですが、この二つの目的が、過去の実績からいまして、両立し得ないのじゃないか。というところは、生糸の輸出の増進をするためには、むしろ値が上がつたときにそれをどう押えるかというところのほうで、市場を獲得するために非常に重要な要因になると思つておる。しかし、従来蚕糸局のつた態度を見ます

と、上がったときも下がったときも、いずれも消極的ですが、業界の要望にこたえることができないで、値が上がつて、たとえは三十八年のときのように、非常にギャンブルみたいに暴騰しています。ただいまも上がつております。先ほど安田さんから、こういうときに、むしろ押えるために、政府手持ちの生糸を放出するような作用を積極的にやるべきだという御意見を聞いたわけですが、こういふときに、むしろこの蚕糸事業団の作用が積極的に行なわれたいし、蚕糸局の指導もそういうときに積極的に行なわれたいというので、上がつたときには、製糸家の皆さん方ももうかりますからもうけさせてやろう、下がる

ときもあるからというのですが、しかし、大きく国際的に生糸市場を確保するという観点に立って、むしろそのときのほうが警戒を要するわけなんですけれども、結局本法案の目的は、非常に動揺の激しい製糸業界の中で、むしろ値が下がったとき、どのようにその不安を解消してやるかというところが真のねらいで、本法案は、真に生糸の輸出の増進のために作用するという要因が少ないのじゃないかというふうに思うわけですが、その辺、製糸業界としてはどうお考えになるかということが一つ。

それからもう一つ、これは具体的な本法案の適用の場合、三十一条に、基準繭価に達しない価格で繭を買い入れまたは買い入れるおそれがあるときは、事業団への買い入れを事業団としては拒否する、こういう規定があるわけですね。これはそれによって繭価を維持しようというはからいだと思えますが、しかし、製糸家のほうから見ると、基準繭価でもかりに買わないような製糸家があったとすれば、おそらく繭資金なんか非常に欠乏して、四苦八苦の製糸家ではないかと思えます。こういうものにこの条項が—おそれがあるという認定だけで、ほんとうに困って、いまこそ買い取ってもらいたいというときに、買い取るという作用を拒否されたら、その製糸家はやっていけないことになる。その製糸家がや

ていけないということになると、その製糸家に繭を売った人も、したがって繭代金の支払いを受けられないということになるのじゃないか。こういう条項の具体的な適用について、大きな製糸家はそういう心配はないと思えますけれども、百五十幾つの器械製糸の全体の利益を代表する安田さんとして、この適用についてどういふようなお考えがありますか、お聞きしておきたい。

○安田参考人 第一の問題でございますが、御指摘のように、この事業団の一番働くのはやはり下値押え、そういうことは確かにそうだと思います。輸出の増進につきましても、それが輸出の増進に つながる、そういうふうには私は理解をしております。これが二階から目撃できないかとおっしゃられるれば、まあそのきらいなきにしもあらず、かように考えますが、また、この事業団ができました。私も製糸業者として期待をいたしておりましたことは、この事業団によって輸出の促進をやりたいものだ。先ほど御質問のときに私ちょっと申し上げましたが、どんな糸価が上がっても、それより下のところで海外に売らなければならぬ、また売らなければ輸出の増進ができない、そういう場合に、業界ではその差額をどうしてくれるのだ、こういう問題が、実は現在私も輸出構想を進めております上に一つのネックになっておるわけです。五千五百円の生糸を五千円で売れ、おままたちもつかっているからよいだらうといつても、ちょっとむずかしいのです。お互いに経済行為を営んでいる。よそに五千五百円で売れるものを、製糸業者全部が崇高な精神に燃えて輸出をやるといふなら—これはこの際私白状いたしますが、わが業界でどうしても輸出しなければならぬというものは、その指導的な立場にある何人かである。あの製糸家は高いところに売れば、そっちへ売ればよい、これが私は本音だと思っております。そういう意味で、何らかの形で少し安く繭を供給してもらおうとか、あるいはその差額の一部をこの事業団に補給してもらおうとか、何かそう

いう構想に持っていかなければ、そういう意味での輸出増進がむずかしい。私はそういうことを実は期待しておる。表にあらわれなかった形としては、価格の変動を小幅にすること、それから一緒に提案になっております糸価安定制度の一部改正、その二つによって私は輸出の増進ができるのではないかと、さように理解をいたしておるわけでございます。

それから、基準繭価を割るおそれのあるときと、いうことなんです、これはこの法案の文句としては、実は率直に言って、ちょっとどうも首をひねらざるを得ない。私もこの構想として聞かされておりますことは、基準繭価で製糸が買えないような状況になった、そういうときに発動する、このおそれがあるということ、ここに役所の方も見ておられますから、私も実はお伺いしたのですが、おそらく実際は基準繭価をだんだん割ってくる、実はわれわれが考えておりますところでは、基準繭価を一割下がった、そうするともう買入れ、そういうことが即行なわれるのだ、かように実態としては理解しているのです。

○林委員 それでは私の質問は終わりますが、ただ一言、先ほどの田邊さんの質問以来中国生糸の輸入の問題がいろいろございまして、何かそれは国賊みたような感じがございまして、何かそれはもういふまでもなく、しかし、委員の中には必ずしもそういう考えのものばかりではない。ということ、日本の生糸業が自由主義であり、資本主義経済であり、やはり利潤を目的としている以上は、値が上がるときには、もう繭糸価格安定法の幅だつて上がつていくのです。一方、中国の生糸、北朝鮮の生糸は国家事業ですから、非常に安定さがあるわけです。場合によっては、損をしても運り面で国家が埋めればよいわけですから、そういう状態でも太刀打ちできない。安いはうの中国生糸や朝鮮の生糸を入れて、そうして日本の国で利潤をはかったところで、何かその人がまるで国賊みたいに非難されることは、私としてはにわかには成りませんけれども、製糸協会の会長のあなた

としても、十分話し合いされて歩調を合わせることはけっこうですが、しかし、当委員会の意見全体が何かそういうものは国賊のように非難すべきものであるという意見ではないということ、私は一言付言して終わります。

○田口(長)委員長代理 以上をもちまして、参考人の御意見に対する質疑は終了いたしました。参考人各位には貴重な御意見をお聞かせいただきまして、ありがとうございます。委員会を代表して厚くお礼を申し上げます。

この際、暫時休憩いたします。

午後零時三十一分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕

昭和四十一年一月十日印刷

昭和四十一年一月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局